

役員報酬・退職金規定

1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款第6章第26条に基づき、役員報酬並びに退職金について、基本事項を定める。

2. 報酬

役員には、報酬を支給することができる。

(1)報酬の額は月額とし、会長がこれを定めることができる。

(2)役員に就任した月から報酬を支給することができる。

(3)役員が退任、又は死亡した場合には、その月分の報酬を支給することができる。

3. 報酬の支給日

役員の報酬の支給日は、毎年その会計年度の最終理事会開催日とする。

4. 報酬の支払い

役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

5. 退職金

役員の退職に伴う退職金は支給しない。